・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　①　業務停止命令
　　投資助言業に係る全業務の停止１か月
　②　業務改善命令（イ　本件法令違反行為の責任を明確化すること、ロ　内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ハ　法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ニ　社内検査態勢の充実のための方策を講じること）

⑵　検査忌避及び報告徴取命令違反〔金商法第52条第１項第６号及び第198条の６第11号該当〕

①　検査忌避

平成20年５月28日午前９時頃、関東財務局（以下この⑵において「当局」という。）の検査官は、テリーサポートフォリオマネジメント株式会社に対する検査のため、当社に臨店したが、当社代表取締役社長は、当日は出社できないこと、無予告の検査には応じられないことなどを理由に、当日の臨店検査を拒んだ。

翌29日、当局検査官は再度当社に臨店し、社長は、検査に時間的制限を課した上で応ずるとしたが、その後の臨店検査において、現物検査や他の役職員への面談を拒むなどした。

また、当局検査官が検査に必要とする資料の提示等を依頼しても、当社の業務実態等の検証・把握を行うことは到底できない、一部の僅かな資料を提示し、それ以外の資料については、「あるが探さないと分からない。」などの回答を繰り返すのみであった。

さらに、社長は、個人情報の漏えいのおそれがあるとして、提示した資料のコピーを拒んだ。

②　報告徴取命令違反

上記①のとおり、今回検査において、当社の業務実態等を何ら検証・把握することができなかったことから、当局は、当社の業務実態等の検証・把握を目的として、当社に対し、帳簿書類等の業務に関する資料を提出するよう、報告徴取命令を発した。

当該報告徴取命令の報告期限当日、社長は、提出を命じられた資料の一部とするものを持参した。しかしながら、当該資料では当社の業務実態等を検証・把握することはできなかった。また、当該資料以外の資料については、その一部は提出しないとし、残る資料については後日提出するとしながら、未だ一切提出されていない。

・　勧告年月日
　　平成20年10月29日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　①　業務停止命令
　　金融商品取引業の全業務の停止６か月
　②　業務改善命令（イ　金融商品取引業務（投資助言・代理業務）を適切に行うための経営管理態勢（取締役及び監査役の職責等）及び業務運営態勢（執行体制）の整備、ロ　投資顧問契約書、助言記録、契約締結前書面、契約締結時書面及び財務経理等に関する法定帳簿の適切な管理態勢の整備、ハ　行政による処分（検査、報告命令等）に適切に対応するための態勢の整備、ニ　全ての顧客に対して本件処分について周知を図るとともに、顧客に対し、誠実に対応すること、ホ　業務に関する各種帳簿書類の写し等の提出）

⑶　第三者割当増資の決議等に係る議事録の不実記載等〔金商法第51条該当〕

○　シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社は、ニューシティ・レジデンス投資法人の資産運用を行っているが、当投資法人の第三者割当による新投資口の発行（以下この⑶において「第三者割当増資」という。）に対する当社の助言等に関する投資委員会（以下この⑶において「本件投資委員会」という。）及び本件投資委員会後に開催された取締役会（以下この⑶において「本件取締役会」という。）での審議、承認及び決議等において、第三者割当増資議案に係る誤った決議、当該誤決議に気づいた直後の不適切な対応、社外取締役に対する本件投資委員会議事録及び本件取締役会議事録（これらの議事録を総称して、以下この⑶において「本件議事録」という。）の不実記載への協力に関する依頼、本件議事録の不実記載を行っていた。

①　本件投資委員会での第三者割当増資議案に係る誤った決議

本件投資委員会（平成20年４月22日開催）において、当社の社内規程では、「議決権を有する社外取締役全員の賛成」が決議要件とされているところ、投資委員全員及び陪席者全員が当該決議要件を認識していなかったことから、第三者割当増資議案について、当社の社外取締役（以下この⑶において「社外取締役」という。）が決議において反対の意思を表明したにもかかわらず、社外取締役を除く他の委員の賛成により多数決で可決した。

②　本件投資委員会での誤決議に気づいた直後の不適切な対応

当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー（以下この⑶において「ＣＣＯ」という。）は、本件投資委員会（ＣＣＯは、本件投資委員会に陪席。）に引き続き同日開催された本件取締役会の最中に、本件投資委員会における第三者割当増資議案が社外取締役の反対により当該決議要件を満たしておらず、取締役会に上程することが適切でないことに気づいたにもかかわらず適切な対応をとることなく、本件取締役会の議事を続行させた。その後、当投資法人は、第三者割当増資議案を決議し、当投資法人及び当社は、その結果につきプレスリリースを行うとともに、当投資法人は、有価証券届出書を関東財務局に提出した。

③　社外取締役に対する本件議事録の不実記載への協力に関する依頼

ＣＣＯは、平成20年４月23日、当社代表取締役社長ほか２名とともに、本件投資委員会における第三者割当増資議案の決議に係る善後策を検討した結果、社外取締役に対して、本件投資委員会における第三者割当増資議案について、イ　決議を棄権したこと、ロ　その結果、全員賛成で決議されたと議事録に記載させて欲しい旨を依頼することとし、代表取締役及びＣＣＯほか１名が依頼文を作成し、４月28日付で社外取締役に送付した。

④　本件議事録の不実記載

イ　平成20年５月20日、ＣＣＯは自ら、本件取締役会議事録のドラフト（第三者割当増資議案の箇所）について、社外取締役は、決議への参加を棄権し、議決権を放棄し、満場一致で承認・可決した旨の事実と異なる記載をした。

また、本件投資委員会議事録のドラフトも、本件取締役会議事録のドラフトを基に作成しているため、同様に事実と異なる記載がなされた。

ロ　当社は、平成20年５月22日、事実と異なる記載がなされた本件議事録のドラフトへの承認及び押印を社外取締役に依頼したところ、社外取締役はこれに応じず、本件投資委員会及び本件取締役会における第三者割当増資議案に棄権することなく反対票を投じた旨の回答があった。

また、社外取締役は、当社のグループ会社の社長（以下この⑶において「日本法人社長」という。）をして、代表取締役に対し、議事録の訂正内容の確認を要求した。